

三重県公共工事共通仕様書の鈴鹿市取扱い要領

平成20年8月1日(改定)
平成22年10月1日(改定)
平成28年4月1日(改定)
令和2年10月14日(改定)
令和3年4月20日(改定)
令和3年10月20日(改定)
令和6年7月8日(改定)
令和7年5月1日(改定)

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県公共工事共通仕様書(以下「県共通仕様書」という。)を適用するに当たり、鈴鹿市発注工事規模に対応できるよう、鈴鹿市工事監督規程(平成5年鈴鹿市訓令第6号。)第13条に基づき、工事監督の技術的な事項を定める。

(出来形管理基準及び規格値)

第2条 出来形管理基準及び規格値は、別表第1で読み替えるもののほか、「三重県公共工事共通仕様書」に準ずる。

(品質管理基準及び規格値)

第3条 品質管理基準及び規格値は、別表第2で読み替えるもののほか、「三重県公共工事共通仕様書」に準ずる。

(写真管理基準)

第4条 写真管理基準は、別表第3及び別表第4で読み替えるもののほか、「三重県公共工事共通仕様書」に準ずる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年8月1日から施行し、同日以後に特記し契約する工事について適用する。
- 2 特記仕様書の記入例は、「三重県公共工事共通仕様書(令和 年 月制定)を適用(一部改正を行った内容も含む(令和 年 月一部改正))及び三重県公共工事共通仕様書の鈴鹿市取扱い要領」とする。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

別表第2(第3条関係)

品質管理基準及び規格値の読み替え

は読み替え部分を示す

令和7年5月1日(改定)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	<p>1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。</p> <p>3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)</p>	<p>・荷卸し時</p> <p>1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて10~100㎡ごとに1回</p> <p>なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。</p> <p>・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。</p> <p>※日打設量が小規模(50㎡未満)となる場合の品質管理は、生コンクリートの取扱いマニュアルによる。</p>	<p>小規模工事※で1工種当りの総使用量が10㎡未満の場合は、1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が10㎡3以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	
10	下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	<p>舗装調査・試験法便覧[4]-256</p> <p>砂置換法(JIS A 1214)</p> <p>砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる</p>	<p>最大乾燥密度の93%以上</p> <p>X_{10} 95%以上</p> <p>X_6 96%以上</p> <p>X_3 97%以上</p> <p>歩道箇所:設計図書による</p>	<p>・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</p> <p>・締固め度は、10孔の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X_3が規格値を満足するものとするが、X_3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。</p> <p>(例)</p> <p>3,001~10,000㎡:10孔</p> <p>10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。</p> <p>例えば12,000㎡以上の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔</p> <p>なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、次のとおりとする。</p> <p>1,000㎡以下:3孔</p> <p>1,001~3,000㎡:6孔</p>		
				プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-256	・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		

別表第2(第3条関係)

品質管理基準及び規格値の読み替え

は読み替え部分を示す

令和7年5月1日(改定)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_6 95.5%以上 X_3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡以上の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、次のとおりとする。 1,000㎡以下:3孔 1,001~3,000㎡:6孔		
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上 X_{10} 96%以上 X_6 96%以上 X_3 96.5%以上 歩道箇所:設計図書による。 ただし、設計図書に定めのない場合は基準密度の90%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり5,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 5,001~10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり5,000㎡以下の場合は、次のとおりとする。 100㎡~1,000㎡:1孔 1,001㎡~2,000㎡:2孔 2,001㎡~3,000㎡:3孔 3,001㎡~5,000㎡:6孔 上記基準以上の孔数の試験を行う場合は、監督員と協議を行うこと。 2孔以下の場合は、個々の測定値が94%以上とする。	・橋面舗装はコア採取しないでAS合材量(プラント出荷数量)と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	

別表第3(第4条関係)

写真管理基準(案)の読み替え

は読み替え部分を示す

令和7年5月1日(改定)

写真管理基準(案)

2-4 写真の省略

(3) 監督員が臨場して段階確認した箇所については、出来形管理写真を提出するものとする。

3 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真を、以下のいずれかの形式で提出する。

① 工事写真帳(写真はサービス版相当の大きさにA4用紙に縦3枚割付、備考欄、参考図等含む)。

② 「①をPDFファイルに変換し、本基準1-2工事写真の分類に準じたしおりを付与したもの」を格納した電子媒体。

③ 写真原本を格納した電子媒体。

③で提出する場合、写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は最新の「デジタル写真管理情報基準(国土交通省)」に基づくものとする。

また、③で提出する場合、その電子媒体に工事写真を閲覧するためのソフトウェア(インストール不要で動作するもの)か、②又はこれに準じたPDFファイルを同梱すること。

工事写真帳の整理については、工種毎に撮影箇所一覧表に示すものを標準とし、「撮影頻度」に基づき撮影した工事写真の全てとする。

別表第4(第4条関係)(出来形管理写真撮影箇所一覧表追加箇所)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	プライムコート	各層毎に1回 [散布時] [散布完了時]	
			7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時] [散布完了時]	
			7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時] [散布完了時]	
		3		作業土工 (床掘り)	高さ 幅	80m又は、1施工箇所1回 [掘削完了時]		
		3		作業土工 (埋戻し)	巻出し厚 締固め状況	80m又は、1施工箇所1回 各層毎 [巻出し時] [締固め時]		